



## 農業祭

“自然が新鮮！  
おもいきりフェスティバル”

生産者と消費者が一堂に会し、今年も盛大に農業祭を開催します。生産と消費の拡大を目指し、さまざまな企画で皆さんをお待ちしています。ぜひ、ご来場ください。

■とき 平成11年11月14日(日) 午前10時～ ■ところ 村民体育館




■内容 地元で穫れた農産物の即売(新鮮)、もち・おにぎりのサービス(美味)、お楽しみ抽選会(豪華)、生活アドバイザーによる介護劇(福祉)、ボランティアによるチャリティーバザー(善意)など盛りだくさん。

後継者が転出したたり農地等移動する場合は、必ず事前にご相談を！  
 農地の無断転用しないさせない

### 加入して老後にゆとり農業者年金

#### ○加入対象となる人○

国民年金に加入している人(国民年金の第1号被保険者)で次のいずれかに該当し、65歳までに20年以上加入することができる人です。

<h4>農業経営者</h4>  <p>自分名義の農地等の面積が30a以上ある農業経営者</p>	<h4>加入者の配偶者</h4>  <p>夫婦で1ha以上持っていること、収益の配分などを定めた家族経営協定を結んでいることが必要です(※)</p>	<h4>農業後継者等</h4>  <p>農業経営者の後継者や農業生産法人の常時従事者である構成員など</p>
---	--	--

※1ha未満であっても30a以上の農地等を持つ配偶者も家族経営協定を結べば加入することができます。

50a以上の農業経営者で60歳までに20年以上加入することができる人は、法律上、必ず加入しなければならない者となっておりますので、まだ加入の手続きをとっておられない方はお早めにJAで加入の手続きをしてください。

### みんなで読もう！全国農業新聞

農業者の立場になって編集され、農業情報をいち早くとらえ、皆さんに正しく知らせるのが

**『全国農業新聞』**

です。

- ◆発行日……毎週金曜日 月4回
- ◆講読料……毎月 600円
- ◆申込は農業委員  
または農業委員会事務局へ
- ◆☎82-5719

# シリーズ 平成12年4月から介護保険制度が始まります

お済みですか。村では平成12年4月スタートの介護保険制度で「介護サービス利用予定者」を対象に申請書の受け付けを開始いたしました。申請は、役場福祉保健課で随時受け付けています。

**村**では、平成12年度からスタートする介護保険制度の事前準備業務としての「介護認定申請」の受け付けを始めています。この「介護認定申請」は、平成12年4月から介護保険でサービスの利用を予定している人たちから申請していただいて、その申請者が介護保険制度でサービスが受けられるかどうかを認定するために申請していただくものです。

申請件数は、10月20日現在で約200人です。申請については、随時役場窓口(福祉保健課)で行っていますので、現在、在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス・デイサービスセンターなど)を利用している方、またこれから福祉サービスを利用したい方は申請してください。

なお村では、現在、申請をしていただいた人たちを対象に訪問調査・認定を実施していますが、申請件数が多いため短期間に処理できない状況です。そこで、毎月の調査・認定を各月均等に処理していきたいと考えております。すでに申請されている人につきましては、訪問調査及び認定の時期が遅くなることもありますので、あらかじめご了承ください。なお、訪問調査にお伺いする時は、事前にご連絡いたしますのでご協力をお願いします。

この訪問調査・認定につきましては、10月に認定された方も、12月に認定された方も実際に介護サービスを利用できるのは平成12年4月からとなります。





### 介護認定審査会委員に委嘱状を交付

～岩室・分水・弥彦3町村合同体制着々と～

10月1日、午後7時から弥彦村役場において介護認定審査会委員の委嘱状交付式が行われました。当村では、2次判定をする介護認定審査を、分水町・弥彦村・岩室村の3町村で共同設置した6班の審査会で審査します。第1回目の介護認定審査会は、10月26日に実施しました。



### ゆとりちゃんの介護保険 Q&A

- 
**専業主婦などの保険料はどうなるのですか？**
- 
 専業主婦など、扶養されている40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は、扶養者の加入している医療保険ごとに負担するため、扶養者の保険料に織り込み済みとなっています。したがって、扶養されている人が個別に納める必要はありません。国民健康保険に加入している人の場合は扶養/被扶養という考えはなく、被保険者1人ひとりについて算定される保険料を、世帯主が一括して納めます。

その17

お問い合わせは福祉保健課  
 ☎82-5725